

島根県スキー連盟コンプライアンス委員会規程

令和5年6月3日 制定

(目的)

第1条 この規程は、島根県スキー連盟（以下「本連盟」という。）のコンプライアンス委員会（以下「本委員会」という。）に関する組織及び運営について定める。

(定義)

第2条 この規定において「コンプライアンス」とは、法令（行政上の通達・指針当を含む）、連盟規則（規約、規程・ルール等すべてを含む）、取引に関わる契約・約款及び社会的規範としての倫理の厳守をいう。

(運営方針)

第3条 連盟及び加盟団体の役員、委員及び職員（以下「役委員」という。）並びに会員は別に定める行動規範に従い、コンプライアンスを最優先の経営方針の一つとして認識して、業務の推進に当たるものとする。

(役委員・競技登録者の責務)

第4条 役委員・会員は前条の方針を踏まえ、法令、連盟規則を遵守することはもとより社会的規範としての倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動しなければならない。

(役委員・会員の禁止事項)

第5条 役委員・会員は次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自ら法令及び連盟規則に違反する行為
- (2) 他の役委員・会員に対して法令及び連盟規則に違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他の役委員・会員の法令及び連盟規則に違反する行為を黙認する行為

(審議事項及び調査)

第6条 本委員会は、以下に掲げる事項について審議し、審議の結果を本委員会の意見として理事会に答申する。

- (1) 対象者（懲戒処分規程第2条に定める者をいう。以下同じ。）による本連盟の規程違反の有無

- (2) 対象者に対する懲戒処分に関する事項
 - (3) スポーツ仲裁に関する事項
 - (4) その他本連盟のコンプライアンスに関する事項
- 2 本委員会は、前項の審議及び答申をするために必要な調査を行うことができる。また、必要に応じて第三者に調査の全部又は一部を委託することができる。
- 3 本連盟の対象者が、全日本スキー連盟等の関係団体の関係規則に抵触する事案が生じた場合は、本委員会が調査し関係団体に報告等できるものとする。

(構成)

第7条 本委員会は、委員長1名、副委員長1名及び委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長は理事長が、副委員長は副理事長の中から1名を委員長が選任する。理事長が不在又は事故あるときは、別に定められた理事の順序に従って他の理事が行う。
- 3 委員は、副理事長及び常任理事がつとめる。また、理事以外の有識者を1名以上選任し会長が委嘱する。
- 4 委員長は、必要に応じて、関係者を出席させて意見を聴取することができる。
- 5 本委員会の事務は事務局に置き、事務局長がつとめる。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、本連盟規約第6条の役員任期と同じとする。ただし、事案が任期をまたぐ場合はその事案が終了するまでとする。

(開催)

第9条 委員会は、第2条に定めるコンプライアンスに係る解決すべき事項が生じたときは速やかに委員会を開催するものとする。

(会議)

第10条 本委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 本委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を審議することができない。
- 3 本委員会の決議は、出席者の過半数をもって委員長が決定する。

(関係者の出席)

第11条 本委員会は、必要に応じて、参考人及び関係者を出席させ、その意見又は報告を聴取することができる。

(弁明の機会の付与)

第12条 本委員会は、懲戒処分を決定する前に、対象者に対して弁明の機会を与えなければならない。

(議事録)

第13条 委員長は、本委員会の議事につき議事録を作成する。

(事務局)

第14条 委員会の事務は事務局が行い、併せて相談・通報窓口をおく。

(相談・通報)

第15条 役委員・会員は他の役委員・会員が前条に違反する行為を行ったとき若しくは知ったときは、速やかにコンプライアンス委員会ないしは相・通報窓口に通報しなければならない。

(事前相談)

第16条 役委員等は、自らの行為や意思決定が第5条に違反するかどうかの判断に迷うときはあらかじめコンプライアンス委員長に相談しなければならない。

(機密保持義務)

第17条 コンプライアンス委員会に関与する者は、その業務に関して知ることが出来た機密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(規程の改廃)

第18条 この規程の変更、廃止は、理事会に付議の上、会長が決定する。

附 則

この規程は、令和5年6月3日から実施する。